

**特定避難時間等の計算に必要な  
「用途地域が定められていない土地の区域における  
常備消防機関の現地到着時間」を定めます  
～皆さまのご意見を募集します～**

## 1 趣旨

令和 2 年 2 月 26 日に「建築基準法第 27 条第 1 項に規定する特殊建築物の主要構造部の構造方法等を定める件（平成 27 年国土交通省告示第 255 号。以下「告示第 255 号」といいます。）」が一部改正され、建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号。以下「法」といいます。）第 27 条第 1 項に規定する特殊建築物について、当該建築物の状況に応じて特定避難時間を計算し、当該特定避難時間に応じた避難時倒壊防止構造の建築物として建築する方法が位置付けられました。

この改正に伴い、用途地域が定められていない土地の区域に建築物が立地する場合について、常備消防機関の現地到着時間を定めます。

## 2 概要

法第 27 条第 1 項に規定する特殊建築物を当該建築物の特定避難時間に応じた避難時倒壊防止構造の建築物として建築する場合には、当該建築物の状況に応じて特定避難時間等を計算する必要があります。

当該特定避難時間等を計算する際に使用する、告示第 255 号第 1 第 4 項に規定する「常備消防機関の現地到着時間 ( $t_{\text{region}}$ )」は、用途地域が定められていない土地の区域に建築物が立地する場合には、特定行政庁が指定する区域に応じ、特定行政庁が定める時間<sup>※1</sup>とすることとなっているため、当該区域及び時間を以下のように定めます。

※1：告示第 255 号第 1 第 4 項に基づき、定められる時間は 30 分以上となっています。

用途地域が定められていない土地の区域における常備消防機関の現地到着時間	
指定する区域	定める時間（単位：分）
横浜市一円 (用途地域が定められていない区域に限る。)	30 <sup>※2</sup>

※2：本市の常備消防機関は、市内全域において 30 分以内に現地到着できるよう配置されています。

## 3 スケジュール

意見公募期間：令和 2 年 3 月 6 日～令和 2 年 3 月 16 日

公布予定日：令和 2 年 4 月上旬

施行予定日：公布の日

## 4 意見提出方法

意見公募要領『特定避難時間等の計算に必要な「用途地域が定められていない土地の区域における常備消防機関の現地到着時間」の制定に関する意見公募について』をご覧ください。